

第3期 横浜市

空家等

対策計画



2024(令和6)年3月

横浜市建築局

第3期 横浜市空家等対策計画

管理不足空家等の 防止・解消

の主な取組状況

第3期 横浜市空家等対策計画（管理不足空家等の防止・解消）

これまでの取組実績と今後の予定

主な対象	施策	取組実績と今後の予定
その他の住宅 19,000戸 うち、 腐朽・ 破損あり 5,500戸 (R5年住宅・ 土地統計調 査)	1 所有者等への普及啓発	- パンフレット「空家のはなし」の配架（市庁舎24階、各区役所）、空家無料相談会、セミナー等での配布 - 固定資産税の納税通知書に同封される説明チラシに空家の適切な管理を促すための文章を掲載（R7.4）【P3】
	2 多様な担い手との連携による空家管理等	空家等管理代行事業者リストの公表（R7.7.31～）【P4、5】
	3 所有者等への改善指導による自主改善の促進	<指導強化> - 区における周辺住民からの相談への対応（R7：856件、R8（6末現在）：293件）【P6】 - 区局連携体制による改善指導の実施（R6：モデル区で窓口の委託を試行実施、R7：全区で窓口の委託をモデル実施、R8：全区で窓口の委託を6月から実施）【P6】 - 専門家委託【現場調査（R7：296件、R8（6末時点）：300件） 【所有者調査（R7：79件、R8（6末時点）：42件） - 特定空家等の認定推進【累計件数】（R8（6末時点）：511件（うち、改善319件））【P8】 - 管理不全空家等の認定推進【累計件数】（R8：21件（うち、改善2件）） 「空家条例」に基づく標識設置（R7：6件、R8（6末時点）：0件） <支援策> - 専門相談員派遣事業（R7：2件、R8（6末時点）：0件）【P9】
	4 所有者が不明・不存在の場合の対応	財産清算人制度等による空家の除却（R7：申立10件、R8（6末時点）：0件）
	5 切迫した危険等の行政による解消	「空家条例」に基づく応急的危険回避措置の実施（R7：1件、R8（6末時点）：0件）

固定資産税の納税通知書に同封される説明チラシに情報を掲載

固定資産税の納税通知書に同封される説明チラシに「空家のこれから相談窓口」について掲載

使っていない家屋をそのままにいませんか？

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家法）及び「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」により、空家（敷地内の樹木等を含む）の適切な管理は所有者の義務となっています。
- ・空家を管理が不十分な状態や危険な状態等のまま放置し、空家法に基づく指導に従わず、勧告を受けると、住宅用地の特例の対象ではなくなり、土地の固定資産税額等が高くなる可能性があります。
 - ⇒ 空家に関する初期のお悩みは、「空家の総合案内窓口」（TEL 045-451-7762）（運営：横浜市住宅供給公社／相談費用：無料）にまずはお電話を！悩み事に応じた専門家の窓口をご紹介します。
 - ⇒ 相談内容が多岐にわたる方、空家の最適な処分方法や活用プランなど具体的な提案を受けたい方、業者とのマッチングを希望する方は、新設した「ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口」（0120-830-458）（運営：空き家活用株式会社／相談費用：無料）にお電話ください。専門の相談員がワンストップで解決まで伴走支援します。

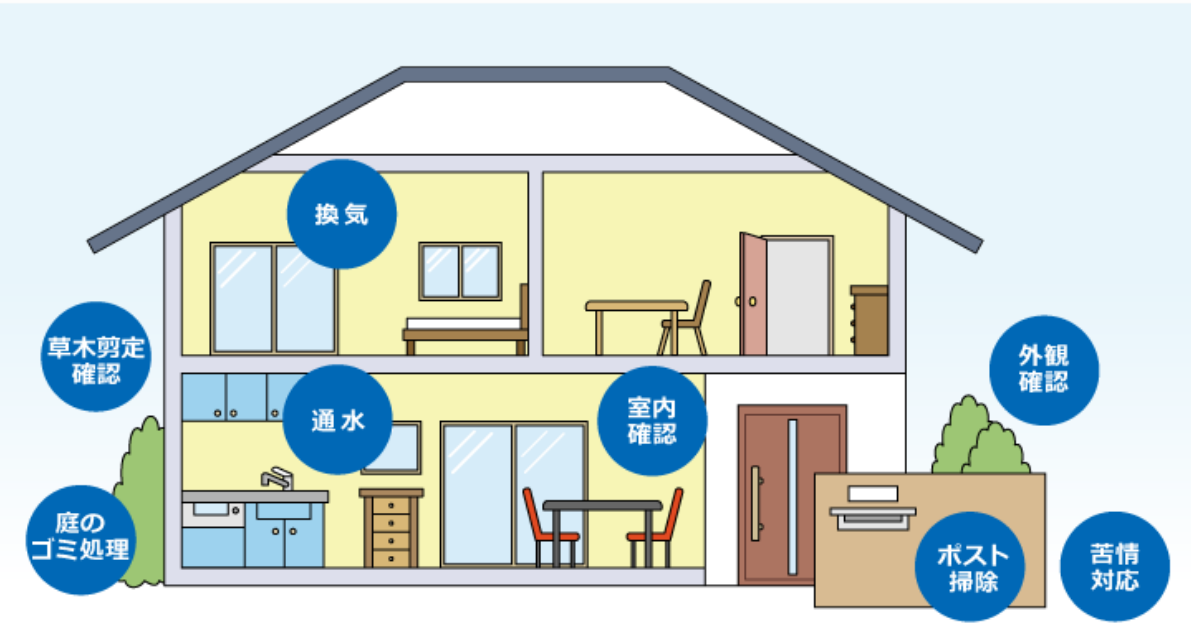
横浜市 空家対策

検索



空家の見回りや管理代行等を行う民間事業者等を安心して利用できる環境を整備

遠方にお住まい等、自身で空家の管理ができない方向けに管理代行事業者を掲載する制度を開始。
R6年度は空家等対策協議会で方針について決定し、制度要綱を策定。
R7年度に事業者向けに登録の募集を開始し、管理代行事業者リストを掲載しています。



▲空家の管理内容例（空家・空地管理センター）

事業者	HP	外観調査	通風・通水	庭木剪定	業務区域
A社 TEL	～	○		○	市内全域
B社 TEL	～	○	○	○	市内全域
C社 TEL	～	○	○		中区 西区

▲管理代行事業者リストの掲載イメージ

空家の見回りや管理代行等を行う民間事業者等を安心して利用できる環境を整備

5月末時点に掲載されていた20社に対し実績調査を行いました。（11社より回答受領）
（参考：3月末時点の掲載は19社）

対象期間：掲載開始～6月30日まで ※掲載開始時期は事業者により異なります。

集計結果（R8.6月末時点）

契約件数	23件
トラブル件数	0件
依頼内容の上位	外観調査、庭木の剪定、除草、郵便物の転送

今後の方向性

定期的に維持管理をしてもらうことは管理不足空家になる予防として非常に重要であるため、今後も引き続き、広報や指導対象者への通知文等で周知していきます。

3 所有者等への改善指導等による自主改善の促進

区局連携体制による改善指導の実施

近隣住民からの相談を受け付ける空家相談受付コールセンター委託の実施

令和6年度

5区限定で3カ月間の委託を試行実施

令和7年度

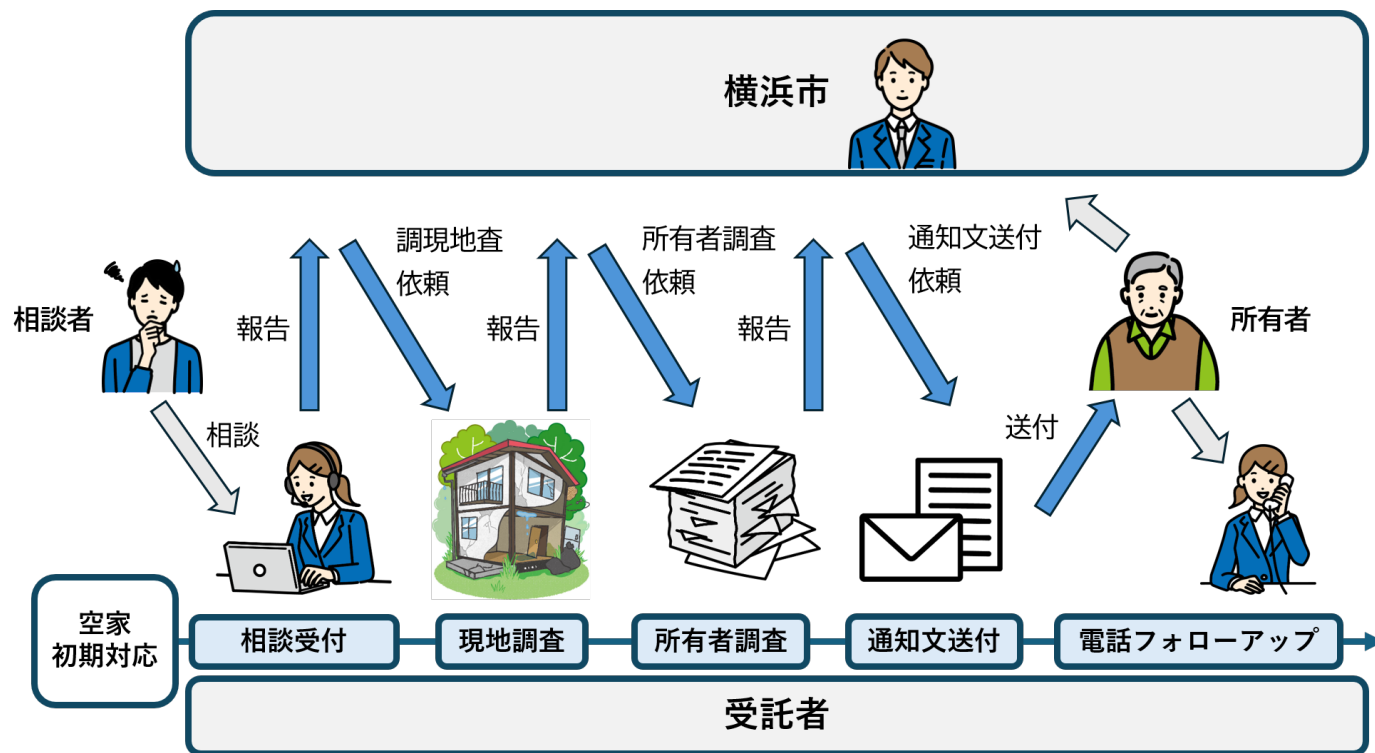
18区全域で繁忙期含む5カ月の相談受付委託をモデル実施

(参考：240件の相談を受付、平均48件/月)

令和8年度

相談受付から所有者対応まで一連した委託を実施

(参考：6月受付 82件)



▲R8年度の委託フロー図